

岐労発基 0307 第 3 号の 2
令和 6 年 3 月 7 日

関係団体の長 殿

岐阜労働局長
(公印省略)

「第 10 次粉じん障害防止総合対策（岐阜労働局版）」の一部改正について

労働行政の推進につきましては、日頃から格別の御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、粉じんに対する保護具着用管理責任者については、当局版第 10 次粉じん障害防止総合対策の別添「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」の第 2 の 1 (1) に定めるとおり、平成 17 年 2 月 7 日付け基発第 0207006 号「防じんマスクの選択、使用等について」（以下「防じんマスク通達」という。）等に基づき、「保護具着用管理責任者」を選任し、防じんマスクの適正な選択等の業務に従事させるよう指示していたところです。しかしながら、令和 5 年 5 月 25 日付け基発 0525 第 3 号「防じんマスク、防毒マスク及び電動ファン付き呼吸用保護具の選択、使用等について」の発出、及び同日付けで防じんマスク通達を廃止したことに伴い、従前の防じんマスク通達に基づく保護具着用管理責任者を選任することができなくなったところです。作業に適した防じんマスクの適正な選択、使用及び保守管理等については非常に重要であるため、今般、当局版第 10 次粉じん障害防止総合対策の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、「粉じん保護具着用管理責任者」を定め、これまでの防じんマスク通達に基づく保護具着用管理責任者と同様の運用を継続することとしたので通知します。

新旧対照表

改正後	改正前
<p>(別添)</p> <p>粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置（岐阜労働局版）</p> <p>第2 具体的実施事項</p> <p>1 呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底</p> <p>事業者は、粉じんの有害性を十分に認識し、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させるため、次の措置を講じること。</p> <p>(1) 粉じん保護具着用管理責任者の選任及び呼吸用保護具の適正な選択と使用等の推進</p> <p>「<u>粉じん保護具着用管理責任者</u>」を衛生管理者、作業主任者等の労働衛生に関する知識及び経験を有する者のうちから作業場ごとに選任し、令和5年5月25日付け基発 0525第3号「<u>防じんマスク、防毒マスク及び電動ファン付き呼吸用保護具の選択、使用等について</u>」（以下「<u>呼吸用保護具通達</u>」という。）に基づき、防じんマスクの適正な選択等の業務に従事させること。<u>呼吸用保護具通達</u>に基づく保護具着用管理責任者が、粉じん保護具着用管理責任者を兼任することは差し支えない。</p> <p>なお、顔面とマスクの接地面に皮膚障害がある場合は、漏れ率の測定や公益社団法人日本保安用品協会が実施する「<u>保護具アドバイザー養成・確保等事業</u>」にて養成された保護具アドバイザーに相談をすること等により呼吸用保護具の適正な使用を確保すること。</p>	<p>(別添)</p> <p>粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置（岐阜労働局版）</p> <p>第2 具体的実施事項</p> <p>1 呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底</p> <p>事業者は、粉じんの有害性を十分に認識し、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させるため、次の措置を講じること。</p> <p>(1) 保護具着用管理責任者の選任及び呼吸用保護具の適正な選択と使用等の推進</p> <p>平成17年2月7日付け基発第0207006号「<u>防じんマスクの選択、使用等について</u>」等に基づき、「<u>保護具着用管理責任者</u>」を選任し、防じんマスクの適正な選択等の業務に従事させること。</p> <p>なお、顔面とマスクの接地面に皮膚障害がある場合は、漏れ率の測定や公益社団法人日本保安用品協会が実施する「<u>保護具アドバイザー養成・確保等事業</u>」にて養成された保護具アドバイザーに相談をすること等により呼吸用保護具の適正な使用を確保すること。</p>